

舗装施工管理技術者 新規登録の手引き

(合格の翌年の4月1日から5年以内に登録申請する方用)

1. はじめに

「舗装施工管理技術者」の称号を用いるには、その資格試験に合格し、「舗装施工管理技術者新規登録申請書」(以下「新規登録申請書」という)をもって登録の申請を行い、一般社団法人日本道路建設業協会(以下、「道建協」という)会長から「舗装施工管理技術者資格者証」(以下「資格者証」という)の交付を受ける必要があります。

試験に合格しただけでは、「舗装施工管理技術者」にはなれません。

2. 登録について

(1) 登録の申請

「資格者証」の交付を希望する方は、「新規登録申請書」に必要な書類を添付して、道建協に申請して下さい。

(2) 登録および資格者証の交付

道建協は、「新規登録申請書」および添付書類の記載事項を審査し、「舗装施工管理技術者登録簿」(以下「登録簿」という)に登録のうえ、「資格者証」を交付します。

「登録簿」に登録され、「資格者証」を交付された方のみが、舗装施工管理技術者と称することができます。

(3) 登録の更新

1) 登録を継続するためには、有効期間内に更新手続を行う必要があります(更新手数料6,000円)。

2) 登録更新対象者には、登録の有効期間が満了する前に、道建協から登録更新に必要な書類を送付します。なお、1級に合格した2級の登録者には、2級の登録更新書類はお送りしませんので、ご承知おき下さい。

(4) 登録事項の変更

氏名、本籍地、勤務先、住所等の登録事項に変更が生じたときは、その都度「登録事項変更届」(様式第4号)と必要な書類を道建協に提出して下さい。(詳細はホームページ内「登録事項変更の手引き」を参照して下さい。)

なお、資格者証の記載事項を無断で訂正された場合、その資格者証は無効となりますので、ご注意下さい。

(5) 登録の失効

1) 登録の更新を行わないと、有効期間満了と同時に登録は失効し、舗装施工管理技術者と称することができなくなります。

2) 住所等の変更届の提出がなく更新の連絡がとれない場合は、登録更新を辞退したものとみなされ、登録は失効となります。

(6) 登録の抹消

次のいずれかの事項に該当する場合は、登録が抹消されます。また、合格も取り消されます。

1) 不正な方法によって資格試験を受験したことが明らかになった場合

2) 登録申請書等の記載事項に虚偽が判明した場合

3) 舗装施工管理技術者資格試験制度の信用を傷つける不名誉な行為等があった場合

3. 新規登録申請

(1) 登録申請の手続

合格の翌年の4月1日以降、5年以内は、随時登録申請を行うことができます。登録申請の受付締切は年4回（3、6、9、12月の各月末必着）で、資格者証は各締切日の翌々月の月上旬に交付します。登録申請に必要な書類は、道建協ホームページに設置の「舗装施工管理技術者 各種申込書類インターネット作成システム」により「新規登録申請書」を作成し、ダウンロードした書類により登録の申請を行って下さい。

登録の有効期間は、登録日(交付日)から、登録日の属する年度を含めて5年度目の3月31日までです。

(2) 登録手数料 6,000円(消費税込)

(3) 登録申請に必要な書類

1) 新規登録申請書

新規登録申請書は、道建協のホームページに設置する「舗装施工管理技術者資格各種申込書類インターネット作成システム」内の「新規登録メニュー」から作成できます。

- ① 新規登録メニューにアクセスし、指示に従って必要事項を入力すると、最後にPDFファイルがダウンロードできます。このPDFファイルを印刷したものが「新規登録申請書」になります。
- ② 新規登録申請書に3)に示す写真を貼付し、氏名欄に押印して下さい。

(注) システムに入力しただけでは申請したことにはなりません。必ず印刷のうえ、申請書を郵送にて提出して下さい。

2) 振替払込受付証明書

PDFファイル内の払込取扱記入例を参考に、郵便局備え付けの「払込取扱票」を使用し個人別に払込み、郵便局の証明印が押された振替払込請求書兼受領証またはそのコピーを、PDFファイル内の「振替払込受付証明書」貼付欄にはがれないようにのりづけして下さい。

3) 写真 1枚（縦4.5cm×横3.5cm 首から上、正面、無帽、無背景の証明写真）

指定の貼付欄に、はがれないよう全面のりづけ（写真の裏面への記入やセロテープ止めは不可）して下さい。

写真は、以下の注意事項を厳守して下さい。（資格者証への取込み不可の場合は再提出となります）

- ① 6ヶ月以内に申請者本人のみを撮影したもの。
- ② カラー光沢（絹目は不可）で鮮明なもの。
- ③ 眼鏡のレンズに光が反射していないこと。
- ④ サングラス、マスク、ヘアバンドなどを着用していないこと。
- ⑤ 変色、傷、汚れのないもの。（のりの付着、裏面記載による凹凸等）
- ⑥ スナップ写真は不可。
- ⑦ 証明用写真であっても不鮮明なものは不可。

4) 受験時と申請内容が変わった場合の添付書類

変更事項	添付書類(各1通、コピーは不可)
氏名	戸籍抄本
本籍地	H26年度より書類の提出は不要となりました
住所	住民票（法改正により外国籍の方も、住民票が必要）
勤務先	不要

※ 転居ではなく、市町村合併により住所が変わる場合は、住民票(コピー可)または新旧住所が確認できる市町村長発行の証明書(市制施行証明書等)を添付して下さい。

※ 受験時に住所変更届を提出し、住民票を未提出の方は、今回住所変更がなくても、住民票の添付が必要です。

(4) 新規登録申請書等の提出

新規登録申請書等はA4サイズの封筒に入れ、個人別に必ず簡易書留郵便で道建協
検定企画課宛に郵送して下さい。

※インターネット上で「新規登録申請書」の作成ができない方は、事務局までお電話でお
問い合わせ下さい。

【申請書の提出および問合せ先】

一般社団法人日本道路建設業協会 検定企画課
〒104-0032 東京都中央区八丁堀 2-5-1 東京建設会館 3階
TEL 03-6280-5038 FAX 03-6280-5040
ホームページ : <http://www.dohkenkyo.or.jp/>